

市谷議員 再要望項目一覧

令和4年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等						
<p>1. 新型コロナウイルス・オミクロン株が鳥取県内でも猛威を振るい、1月の陽性者数は千人を超えている。とりわけ西部地域でも感染拡大が顕著であることを受け、知事が、米子市と境港市に「市中感染急拡大特別警報」を発令し、「新型コロナ特措法」第24条9項にもとづく「外出自粛要請」（1/27～2/9）を発動した。こうした新型コロナウイルスの感染爆発ともいえる状況の下、感染拡大防止のために、県民に一定の行動自粛を求めることは当然と考える。同時に行動自粛となれば、当然、仕事や営業など生業にも大きな影響を与えることになる。「補償」とセットで、行動自粛を要請することが必要である。感染拡大下で、くらしと営業を守るため、以下の点を緊急に要望する。</p> <p>①鳥取県は「まん延防止重点措置」を国に要請しないとし、その理由は、飲食店への制限が中心となっていることや、国財源を原資としている「WeLove とっとり」等の観光事業ができなくなり、県内観光業や飲食業に影響を与えるからとしている。しかし、1月に入ってから既に、旅館や飲食店などでもキャンセルが相次ぎ、自ら休業している業者もある。また「WeLove」事業も1月末で終了（注）する。そして以前は、「まん延防止重点措置」の「協力金」（以下「まん防・協力金」）を受け取ったら、国の「月次支援金」が受けられないということがあったが、今は、「まん防・協力金」を受けたら、国の「事業者復活支援金」が受けられないということはない。速やかに、「まん延防止重点措置」を要請され「まん防・協力金」が受けられるようにするか、県独自に自粛要請に対する「補償制度」を創設すること。</p> <p><u>（注記）WeLove 山陰キャンペーンについては、3月10日まで延長されている（1月13日に発表済み）</u></p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づくまん延防止等重点措置区域については、あくまでも感染拡大抑制を図るために実施されるものであることから、協力金を支給することを目的として申請することはない。</p> <p>なお、1月以降、県内においてもオミクロン株による急速な感染拡大が見られることから、業種・地域を問わない新たな応援金「オミクロン株影響対策緊急応援金」を緊急措置し、既に申請受付中のコロナ禍再生応援金と併せ県内事業者の事業継続を下支えしていく。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">・【11月補正】コロナ禍再生応援金</td> <td style="text-align: right;">600,000千円</td> </tr> <tr> <td>・【令和4年当初】オミクロン株影響対策緊急応援金</td> <td style="text-align: right;">500,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">（総額1,500,000千円）</td> </tr> </table>	・【11月補正】コロナ禍再生応援金	600,000千円	・【令和4年当初】オミクロン株影響対策緊急応援金	500,000千円		（総額1,500,000千円）
・【11月補正】コロナ禍再生応援金	600,000千円						
・【令和4年当初】オミクロン株影響対策緊急応援金	500,000千円						
	（総額1,500,000千円）						

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②学校、保育園・幼稚園などで感染が広がり、休校や休園となっている。それに伴って、保護者も仕事を休まなければならなくなっており、保護者の休業補償制度である、国の「新型コロナ小学校等対応助成金」（労働者対象、「小学校休業等対応支援金」（委託を受けて業務を行うフリーランス）が発動されている。しかし、以前鳥取県が実施した、「委託を受けていないフリーランス」を対象とした保護者休業補償制度が発動されていないように見受けられる。県制度を発動し、国制度とセットで、保護者や企業などに制度を周知すること。また保護者から制度利用の要望が出た際、企業が申請を拒まないように指導し、保護者が直接制度申請できるよう改善を図ること。（※まん延防止等重点措置をとると、国制度はかさ上げ措置があることも念頭に対応すること。）</p>	<p>小学校等の休業を含め、コロナ禍の影響を受けた個人事業主を含む事業者に対しては、県コロナ禍再生応援金等での支援を行っており、さらに、小学校等の休業が増加している令和4年1～2月については、新たにオミクロン株影響対策緊急応援金で支援を行うこととしている。県小学校休業等対応補助金については、応援金等による支援が始まっていなかった制度創設時とは状況が異なることから、復活は考えていない。</p> <p>国制度の周知については、県内企業の従業員が休暇取得しやすい環境を整えるため、令和4年2月4日、県・鳥取労働局から商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会・経営者協会に対し、周知・活用を要請した。また、令和3年10月及び本年1月には、市町村教育委員会に対して保護者への制度周知を依頼した。</p> <p>なお、鳥取労働局では特別相談窓口を設置しており、保護者から国制度利用の要望があった際には、企業へ適切な対応を指導しているところである。</p>
<p>2. 新型コロナの感染が急拡大する中、新型コロナの発熱外来の補助金が昨年末に打ち切られている。補助金の復活や診療報酬の引き上げを国に求め、県独自にも支援策を講じること。</p>	<p>院内の感染防止対策に係る経費を補助する厚生労働省の「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」は、現在のところは、医療機関から特段の要望はないため、補助金の継続を要望することや県独自の支援策までは考えていない。</p> <p>また、診療報酬の引き上げについては、国の責任において講ずるべきものであるとともに、国に対して、引き上げを含めた医療機関の安定経営に向けた財政支援を求めていることから、県独自での支援策までは考えていない。</p>
<p>3. 地域医療構想について国は、現在の公的公立病院の統廃合計画を撤回しないばかりか、民間病院も含めた地域医療構想実現の対応方針を、2023年までに策定するよう都道府県に求めている。コロナ禍にあつて、今そのような調整をすることは不可能であり、また病床削減はすべきではなく、国に方針撤回を求めること。</p>	<p>地域医療構想は、2025年に向けて地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制の構築を目指すものであり、感染症病床など医療機関の病床削減や統廃合を進めるものではなく、国においても「地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるもの」と明言していることから、国に対して、地域医療構想に関する方針の撤回を求めることは考えていない。</p>
<p>4. 令和3年度産米の米価下落は著しく、1月の知事と市町村長との行政懇談会の場でも、複数の首長より、県に支援を求める声があがり、知事も2月の予算の中で対応を考えるとの回答をしていた。しかし、予算案を見ると、大豆や飼料用米への転作支援となっており、これ自体は否定しないが、令和3年度産米の米価下落に対する直接的な支援ではない。県として、米価下落に対する直接的な補填・支援を行うこと。また市町村が実施する支援策を補う形での支援の在り方も検討すること。（※財源に地方創生臨時交付金の活用も検討すること）</p>	<p>県としては、今後の米の需給動向や水田農業のあり方など長期的な視点に立ち、主食用米からの作付転換の推進や生産体制の強化及び生産農家の経営安定対策を行うこととしている。</p> <p>また、令和3年度産米の在庫対策として、令和3年度11月補正予算において県産米の消費拡大緊急支援を行うなど総合的に支援することとしており、さらなる直接的な支援を行うことは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5. 放課後児童クラブに対する県の障がい児加算制度について、「鳥取市の判断で活用されていない」と県は回答しているが、各市町村の放課後児童クラブの総事業費が国庫補助額より下回った場合、障がい児加算も含む県からの支援金が出せないしくみになっていることが原因である。障がい児加算は、障がい児に対する直接的な支援であり、他の運営費支援とは切り離して、対応できるよう、しくみを改善すること。市町村全体の運営費総額から障がい児加算を考えるのではなく、クラブごとに、障がい児1人に対し、1人の支援員が配置できるようにすること。</p>	<p>市町村が行う放課後児童クラブの運営に対しては、国の子ども・子育て支援交付金事業を活用して支援を行っており、障がい児を受け入れるクラブに対しては、専門的知識を有する担当職員を配置する場合の加算制度が設けられている。また、国の交付金事業では障がい児1名に対して1名の専門職員の配置に係る経費が補助されるが、障がい児2名に対して2名の専門職員の配置した場合は1名分しか補助されないことから、単県事業である鳥取県放課後児童健全育成事業費交付金で国の補助対象とならない部分に対して支援を行っている。</p> <p>鳥取市に確認したところ、障がい児2名に対して専門職員1名を配置するという市独自の基準を定めて運用しており、市の判断で県制度を活用されていないものであることから、そのために県制度を改正するということは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援交付金 709,803千円 ・放課後児童クラブ設置促進事業 19,563千円
<p>6. 文科省が公立学校の「教師不足」の実態調査を初めて実施し、1月31日にその結果が公表された。鳥取県においては、2021年の始業時点で、小学校15人、中学校6人、特別支援学校6人の不足があったとのことである。市町村長との行政懇談会の場でも、来年度からの30人以下学級の実施を歓迎しつつも、加配教員の不足を心配する声が出ていた。来年度のスタート段階で、教員不足にならないよう、十分な対応をとること。</p>	<p>教員の人材確保については、大学説明会や移住説明会等の機会に加えて、SNSや動画配信を活用して鳥取県で教員になる魅力等の情報発信に努めるとともに、教員採用試験実施においても、令和元年度実施から関西会場の設定、令和3年度実施から特別選考として「英語力に優れた者を対象とした小学校教諭選考」の新設などにより教員の質・量的確保を行っている。</p> <p>また、令和3年度から再任用希望者に対する年度中途の選考制度を導入するなど、退職者への働きかけ等も強化しており、今後も教職員の確保に努めていく。</p>